

確定申告について



年末調整を行っている公務員は、確定申告を行う必要が原則的にはありません。しかし、年末調整で処理できない項目があると、確定申告が必要になる場合があります。

<確定申告をする必要がある例>

- ・給与の年収が2,000万円を超えている
- ・1つの事業所から給与を受けていて、給与や退職金以外の合計所得が20万円を超えている
- ・2つ以上の事業所から給与を受けていて一定の収入がある

<確定申告をする方が良い例>

- ・その年に住宅ローンを借りた
- ・ふるさと納税を行いワンストップ特例制度を申請していない
- ・年間の医療費が家族と合わせて10万円以上かかった
- ・年末調整で控除できなかった証明書がある



この他にも、確定申告を行った方がいい場合もあります。詳細は国税庁のHPをご確認ください。AIが相談にのってくれる、チャットボット機能やタックスアンサー（よくある質問）が便利です！

確定申告の期間は、通常2月中旬から3月上旬までとなります。

※ 感染等により、期限までに申告が困難な方は延長することができます。

税

人事委員会勧告について

- ①月例給を4年ぶりに引上げ
・県内に勤務する職員の地域手当を0.1%引上げ(4.6%→4.7%)
- ②ボーナスを3年ぶりに引上げ
・期末・勤勉手当の支給月数を0.1月分引上げ(年間4.30月→4.40月)
- ③世代間の給与配分を適正化するための給料表見直し

③については、若年層の給与水準が低いため、世代間の給与配分を適正化するため若年層の給与引上げ、中高年齢層の引下げが行われます。

令和5年4月1日から実施される予定です。



特殊勤務実績簿

11月分

11/28(月)締め切り

その後、すぐにシステム入力し、12月の給与で支給します。必ず、提出の期限を守ってください。よろしくお願いいたします。

◇学校事務に関するお問い合わせや相談ごと・・・亀山市学校事務センターまで

専用電話 82-1177

FAX 82-2766